

環境モデル都市提案書（様式1）

タイトル	省エネ都市生活スタイルへの転換																			
提案団体	東京都北区	人口：332,970人（平成20年4月1日現在） ※戸籍住民課の総人口数より。																		
担当者名及び連絡先	担当者の所属 生活環境部環境課環境推進係 氏名 山田世賢 電話番号 03-3906-8603 / ファックス番号 03-3906-8474 / メールアドレス kankyo-ka@city.kita.lg.jp																			
1 全体構想																				
1-1 環境モデル都市としての位置づけ																				
東京の区部に位置する北区では、民生部門（家庭・業務部門）の温室効果ガス排出量の削減が急務となっている。そこで、区は率先して省エネ活動に取り組むとともに、区のエネルギー消費を構成する区民、事業者等、各主体が一丸となって地球温暖化問題へ対応できるよう、区民・事業者を支援していく仕組みをつくる。																				
1-2 現状分析																				
1-2-① 温室効果ガスの排出実態等	北区の温室効果ガス排出量は、2004年度で118万7千トン（温室効果ガス排出量算定手法の標準化 特別区協議会より）に達しており、これは基準年度（1990年度）の排出量115万トンと比べて3.2%の増加となっている。また、部門別としては、CO ₂ 排出量のみ算出しているため、これを参考とする。																			
表. 北区におけるCO ₂ 排出量の推移 (kg-CO ₂)																				
<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">1990年度</th> <th style="width: 35%;">2004年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産業部門</td> <td style="text-align: center;">279</td> <td style="text-align: center;">141 (-49.4%)</td> </tr> <tr> <td>民生家庭部門</td> <td style="text-align: center;">358</td> <td style="text-align: center;">406 (+13.4%)</td> </tr> <tr> <td>民生業務部門</td> <td style="text-align: center;">238</td> <td style="text-align: center;">330 (+38.7%)</td> </tr> <tr> <td>運輸部門</td> <td style="text-align: center;">234</td> <td style="text-align: center;">266 (+14.1%)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">1108</td> <td style="text-align: center;">1144 (+3.2%)</td> </tr> </tbody> </table>				1990年度	2004年度	産業部門	279	141 (-49.4%)	民生家庭部門	358	406 (+13.4%)	民生業務部門	238	330 (+38.7%)	運輸部門	234	266 (+14.1%)	合計	1108	1144 (+3.2%)
	1990年度	2004年度																		
産業部門	279	141 (-49.4%)																		
民生家庭部門	358	406 (+13.4%)																		
民生業務部門	238	330 (+38.7%)																		
運輸部門	234	266 (+14.1%)																		
合計	1108	1144 (+3.2%)																		
産業部門では大規模工場の移転、省エネルギー機器の導入等が進み、大幅な削減がみられるが、工場跡地への大規模商業施設の建設などにより、民生業務部門では大幅に増加し、民生事業部門の温室効果ガス排出量が民生家庭部門に近づいている。																				
そのため、区内の温室効果ガス排出量を抑制するためには、民生家庭部門及び民生業務部門での省エネルギー対策が喫緊の課題となっている。																				

<p>1-2-② 関係する既存の行政計画の評価</p>	<p>計画の名称及び策定期期</p> <p>北区地球温暖化対策地域推進計画 (平成 20 年 3 月策定)</p> <p>第 2 次北区役所地球温暖化対策実行計画 (平成 17 年 6 月策定)</p>	<p>評 価</p> <p>「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、北区の自然的社会的条件を考慮のうえ策定し、区民、事業者、区などそれぞれの主体が、地球温暖化対策について取り組むことにより、区域での地球温暖化防止を推進することを目的としている。なお、計画期間は短期で 2008 年度～2012 年度の 5 ヶ年、中長期で 2017 年度までの 10 ヶ年としている。</p> <p>「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、区の事業活動により発生する温室効果ガスの抑制を図ることにより、地球環境への負荷の低減に努めることを目的としている。なお、今現在、第 2 次の計画期間は 2005 年度（平成 17 年度）から 2007 年度（平成 20 年度）までの 3 年間であり、第 3 次計画については、今年度内の策定を予定している。</p>				
<p>1-3 削減目標等</p>						
<p>1-3-① 削減目標</p>	<p>地域推進計画に基づき、対象となるガスは温室効果ガスの 98%を占める CO₂ 総排出量とし、2050 年には 90 年度の排出量の 40%削減を目指す (CO₂ 削減量は 410 kt-CO₂)。</p> <p>なお、この目標値には、排出権取引、森林吸収分及び京都メカニズム等は上乗せしていない。</p>					
<p>1-3-② 削減目標の達成についての考え方</p>	<p>温暖化対策に取り組むことが、心豊かなくらしや、活気あふれるまちにつながることを多くの区民に理解していただけるよう、区民、事業者への啓発を進める。また、区民、事業者、区が一丸となって、前向き・主体的に温暖化対策に取り組んでいける仕組みづくりに取り組む。</p> <p>都心部での課題であるヒートアイランド現象を緩和させ、CO₂ 排出量を減少させるため、公園整備や緑化を進めるとともに、民生家庭部門及び民生業務部門の CO₂ 排出量が今後も増加する傾向にあるので、これらの建物物を対象とした屋上緑化や遮熱性塗装による空調への負荷低減などを図り、建築物のエネルギー消費量を削減させる取り組みを促進させる。</p> <table border="1" data-bbox="288 1417 1505 1955"> <thead> <tr> <th data-bbox="288 1417 895 1462">取組み方針</th> <th data-bbox="895 1417 1505 1462">削減の程度及びその見込みの根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="288 1462 895 1955"> <p>・省エネルギー型ライフスタイルへの転換</p> <p>温暖化対策に対しては、面倒である、費用がかかるなどといったマイナスイメージが先行しがちである。省エネ機器への助成などを通じ、新たなライフスタイルへの転換を支援していく。</p> </td> <td data-bbox="895 1462 1505 1955"> <p>1 人ひとりが環境に配慮したライフスタイルへの転換をはかり、各事業者や団体にもエコアクション等が一般的になっていると想定する。長期的・継続的なエコライフスタイル対策の結果、区民・事業者等のエコ行動により全部門の CO₂ 排出量 (1144 kt-CO₂) の約 5% (57.2 kt-CO₂) が削減されると見込む。【合計 57.2 kt-CO₂】</p> </td> </tr> </tbody> </table>		取組み方針	削減の程度及びその見込みの根拠	<p>・省エネルギー型ライフスタイルへの転換</p> <p>温暖化対策に対しては、面倒である、費用がかかるなどといったマイナスイメージが先行しがちである。省エネ機器への助成などを通じ、新たなライフスタイルへの転換を支援していく。</p>	<p>1 人ひとりが環境に配慮したライフスタイルへの転換をはかり、各事業者や団体にもエコアクション等が一般的になっていると想定する。長期的・継続的なエコライフスタイル対策の結果、区民・事業者等のエコ行動により全部門の CO₂ 排出量 (1144 kt-CO₂) の約 5% (57.2 kt-CO₂) が削減されると見込む。【合計 57.2 kt-CO₂】</p>
取組み方針	削減の程度及びその見込みの根拠					
<p>・省エネルギー型ライフスタイルへの転換</p> <p>温暖化対策に対しては、面倒である、費用がかかるなどといったマイナスイメージが先行しがちである。省エネ機器への助成などを通じ、新たなライフスタイルへの転換を支援していく。</p>	<p>1 人ひとりが環境に配慮したライフスタイルへの転換をはかり、各事業者や団体にもエコアクション等が一般的になっていると想定する。長期的・継続的なエコライフスタイル対策の結果、区民・事業者等のエコ行動により全部門の CO₂ 排出量 (1144 kt-CO₂) の約 5% (57.2 kt-CO₂) が削減されると見込む。【合計 57.2 kt-CO₂】</p>					

<p>・新エネルギー等の導入と都市環境の改善 大都市ではヒートアイランド現象などの都市環境問題が深刻化している。その原因となっている温暖化ガスの発生を抑えるため、新エネルギーの導入やオープンスペースの拡張など、環境負荷を低減させる施策を実施する。</p>	<p>公営、公共の建築物については、約 50 年間で 100%の建替・改修が実施され、個人持ち家については、区内の持ち家の建築確認件数を約 1,000 件とすると、持ち家の約 90%において建替・改修が実施されることとなる。よって、2050 年までには、ほぼ全ての住宅において建替・改修が行われ、新エネルギー機器や省エネルギー機器が設置されると見込む。</p> <p>削減量内訳：家庭部門のうちのガス及び電気起因の CO₂ 排出量 (387 kt-CO₂) については、潜熱回収型給湯器 (CO₂ 排出量 13%削減) 及び CO₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器 (CO₂ 排出量 50%削減) を中心に、家電製品が全てトップランナー基準のものに従って買い換えられたとすると、平均で約 20%の削減が見込まれる。(387×0.2=77.4 kt-CO₂)</p> <p>また、業務部門においても同様に、ガス及び電気起因の CO₂ 排出量 (319 kt-CO₂) のうちの 20%が削減できるものとする (319×0.2=63.8 kt-CO₂)。</p> <p>次に、産業部門においてもボイラー等の高効率化等が見込めるので、同様の扱いとする (110 kt-CO₂×0.2=22 kt-CO₂)。</p> <p>新エネルギー導入については、太陽光発電システムを想定し、1 世帯あたりの削減量 1051 kg-CO₂ (「環のくらし」より) をもとに、全持ち家の 50%が太陽光発電システムを導入した場合の数値 (1051 kg-CO₂×30000 世帯=31.53 kt-CO₂) を見込む。</p> <p>また、運輸部門では、乗用車は全て燃費が大幅に向上したもの (プリウス等を例とする) に、業務用においても同等のものに入れ替わるとみなし、これにより運輸部門における区内の排出量は 50%程度減少するものとする。(266×0.5=133 kt-CO₂)</p> <p>なお、建築物の容積アップによるエネルギー需要増加分については、公園等の整備・拡張により相殺するものとする。</p> <p>【合計 327.73 kt-CO₂】</p>
---	---

	<p>・環境負荷の少ない建築物への転換</p> <p>環境に取り組むことが経済的に不利であれば、環境への取り組みが大きく進展することは期待できない。環境負荷の少ない住宅は同時に経済性も高いということを周知し、その転換促進を図る。</p>	<p>高気密高断熱住宅、遮熱性塗装、屋上緑化等の導入にともない、建築物内でのエネルギー使用量が減少するが、削減効果は明確ではないので、灯油及びLPGに起因するCO₂排出量分を削減できるものと仮定する。</p> <p>削減内訳：家庭部門では19 kt-CO₂、業務部門では6 kt-CO₂の削減量が見込める。</p> <p>【合計 25 kt-CO₂】</p>
	<p>・区民、事業者、区の協働による取り組みの推進</p> <p>区が単独で施策を推進するのではなく、区民、事業者、区がそれぞれの立場から連携を図り、それぞれ主体的に温暖化対策の取り組みを進めていくことが重要である。環境に配慮したライフスタイルや、環境負荷の少ない事業活動に対して、区民や事業者が前向きな意識で取り組んでいけるよう、環境教育を実施し、情報を発信していく。</p>	<p>区民や事業者・各団体等との協働や環境学習の取り組みは、区民1人ひとりのライフスタイルの転換に大きく寄与するものとする。</p>
<p>1-3-③ フォローアップの方法</p>	<p>地域ごとの温室効果ガス排出動向、施策の実施状況などを把握し、東京都北区環境審議会での審議を受け、適宜、地域推進計画等を改訂する。また、地域での具体的・効果的な施策の推進方法を区民主体の北区地球温暖化対策地域協議会を中心に立案していく。</p>	
<p>1-4 地域の活力の創出等</p>		
<p>温暖化対策への区民・事業者の意識が変わることにより、区民生活の質が環境に負荷をかけないものに変化することが、また、北区地球温暖化対策地域協議会等の区民・事業者と区との協働推進組織が媒体となることで、区民、事業者、区が一丸となった取り組みの進展が期待できる。</p> <p>これにより、エネルギー消費量は少なくとも地域を生き生きとさせる活動が活発になることが期待できる。</p>		

※必ず改ページ

2 取組内容（※取組内容の整理にあたっては「1-3-②削減目標の達成についての考え方」に記載された取組内容の整理の枠組みを基礎とした柱に沿って取組を分類すること。）

2-1 省エネルギー型ライフスタイルへの転換

2-1-① 取組方針

環境に配慮したライフスタイルや、環境負荷の少ない事業活動に対して、区民や事業者がプラスイメージをもち、前向きな意識で取り組んでいけるよう、区では、高効率給湯器等の省エネルギー機器の助成制度を活用し、省エネルギー機器の普及に努める。

また、ライフスタイルの転換を促すため、区庁舎での省エネに配慮した事務スタイルを励行し、空調温度の適正化を始めとした省エネ活動を率先して実践する。

2-1-② 5年以内に具体化する予定の取組に関する事項

取組の内容・場所	主体・時期	削減見込み・フォローアップの方法
<p>高効率給湯器等の省エネルギー機器の導入助成の実施</p> <p>区民及び事業者を対象とした、CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器、ガス発電給湯器、家庭用燃料電池装置、潜熱回収型給湯器及びアイドリングストップ装置導入時の助成制度を開始する。個人住宅のみでなく、事業者まで範囲を広げることで、効果的な省エネ設備の導入をねらう。</p>	<p>区民・事業者・区</p> <p>平成20年度6月開始</p>	<p>助成台数等の進捗状況に応じ、所管課及び北区地球温暖化対策地域協議会の意見をもとに見直しを行う。</p>
<p>街灯のLED化等</p> <p>照明器具の省電力化を促すため、区が管理する街灯のLED化などを推進する。</p>	<p>区</p> <p>平成21年度開始</p> <p>5年で50%実施予定</p>	<p>当初は想定外の事態を調べるための実験的導入とし、検証のうえ計画的に転換させる。</p>
<p>公園灯のソーラー化</p> <p>震災時や環境負荷の低減対策として、公園灯の50%をソーラー電源によるものに転換していく。</p>	<p>区</p> <p>平成21年度開始</p>	<p>太陽電池等は日々高効率化しているため、導入機器については適宜見直しを行う。</p>
<p>コミュニティバスのモデル運行開始</p> <p>公共交通機関が整備されていなかったエリアにコミュニティバスを導入する。これにより、運輸部門におけるCO₂排出量削減に貢献できる。</p>	<p>区</p> <p>平成20年度4月実施</p>	<p>利用者数等を把握し、より多くの区民に使ってもらえるよう、適宜見直しを行う。</p>
<p>エコアクション21の導入</p> <p>中小企業も取り組みやすく、温暖化対策及び省エネルギー体制に特化させた『エコアクション21』を区庁舎の環境マネジメントシステム(EMS)として導入する。来年度以降は、中小企業への普及を目指し、民生業務部門におけるCO₂排出量削減を目指す。</p>	<p>区</p> <p>平成21年度4月運用開始</p>	<p>区のエネルギー消費量を把握し、CO₂排出量に換算する。また、実施機関の長で組織される本部会議の意見をもとに、適宜見直しを行う。</p>

2-1-③課題

まだ、LED照明を市街地に大規模導入した場合の環境への影響などはわかっていない。検証実験の結果を踏まえ、導入方法や灯具の改善を図っていく必要があると認識している。

※必ず改ページ

2-2. 新エネルギー等の導入と都市環境の改善

2-2-①. 取組方針

区民や事業者が前向きな意識で環境配慮行動に取り組んでいけるよう、新エネルギーに関する情報提供などの、新エネルギー等の導入支援を行う。また、区民・事業者の新エネルギー機器導入や革新的なエネルギー高度利用技術の導入を促進させるため、区が率先し、区役所や区立小中学校などへの新エネルギー機器導入を進める。

ヒートアイランド現象などの都市環境問題の改善を図るため、公的住宅団地の再整備などの機会に公園等のオープンスペースの整備や緑化を事業者等とともに推進する。

2-2-②. 5年以内に具体化する予定の取組に関する事項

取組の内容・場所	主体・時期	削減の見込み・フォローアップの方法
<p>新エネルギー機器の導入助成の実施</p> <p>区民及び事業者を対象とした、太陽光発電及び太陽熱温水器への導入時の助成制度を開始する。個人住宅のみでなく、事業者まで範囲を広げることで、効果的な省エネ設備の導入をねらう。</p>	<p>区民・事業者・区</p> <p>平成20年度6月開始</p>	<p>毎年度における、助成設置台数等の進捗状況を管理し、その状況に応じて、所管課及び北区地球温暖化対策地域協議会での意見をもとに見直しを行う。</p>
<p>小規模水力発電のモデル設置</p> <p>日本には傾斜地が多いので、全国レベルで見れば、小規模水力発電が効果的である。東京区部は関東平野に属するが、北区は洪積台地と沖積低地からなり、区内には崖地などの斜面地が多数ある。この北区の特性を活かし、斜面地に位置する公園に小規模水力発電機器を実験的に設置し、その価値を東京から発信していく。</p>	<p>区・平成21年度開始5年で異なるタイプの10基を設置</p>	<p>環境問題の注目されやすい東京から発信することで、地方での導入を支援する。また、性能をPRすることで、機能開発促進を支援する。</p>
<p>環境改善に配慮した公園の整備</p> <p>都市環境改善効果の高い公園緑地の整備を推進する。赤羽自然観察公園（整備済み）、（仮称）外語大跡地公園（事業中）、（仮称）赤羽自衛隊跡地公園（事業中）、北区中央公園の拡張（整備済み）、赤羽台さくら並木公園（事業中）など（約10ヘクタール拡張）。</p>	<p>区・実施中</p>	

2-2-③課題

区の施策だけではアピール効果はあっても、環境改善効果は限定的である。

※必ず改ページ

2-3. 環境負荷の少ない建築物への転換

2-3-①取組方針

家庭や事業所レベルでの省エネルギー、ヒートアイランド対策として、屋上緑化や遮熱性塗装に助成をおこない、空調の負荷低減などによるエネルギー消費量の削減を促進させる。なお、設備投資が困難な家庭については、緑のカーテン等の普及・啓発に努める。

区有建築物について、計画・設計段階から省エネルギー性能評価を行い、環境・コスト・品質の最適バランスを確保するとともに、屋上緑化や遮熱性塗装の推進等により周辺の住環境への配慮した自然との共生まちづくりを推進する。また、高効率省エネルギーシステムや蓄熱システムなどの最新技術の導入について、率先して検討し、モデル的に設置し公開することにより、区民・事業者の建築物の省エネルギー化を誘導する。

2-3-②5年以内に具体化する予定の取組に関する事項

取組の内容・場所	主体・時期	削減の見込み・フォローアップの方法
<p>遮熱性塗装の導入助成の実施</p> <p>区民及び事業者を対象とした、遮熱性塗装導入時の助成制度を開始する。個人住宅のみでなく、事業者まで範囲を広げることで、効果的な省エネ設備の導入をねらう。</p>	<p>区民・事業者・区</p> <p>平成20年度6月開始</p>	<p>毎年度における、助成設置台数等の進捗状況を管理し、その状況に応じて、所管課及び北区地球温暖化対策地域協議会での意見をもとに見直しを行う。</p>
<p>区有建築物の省エネルギー機器率先導入</p> <p>区有建築物の省エネルギー性能評価を新施設設計の計画・設計段階において実施し、その時点で最も効果的に省エネ性能を高める機器の導入をはかる。改修計画や工事においても、順次、導入可能な高効率照明等の省エネルギー機器を導入する。</p>	<p>区・平成21年度開始</p>	<p>システムの運営コスト、省エネ効果を検証した上で、今後の導入システムを検討する。</p>
<p>区有建築物の屋上緑化及び遮熱性塗装の率先導入</p> <p>区有建築物の新設及び改修に際して、屋上緑化や遮熱塗装を行う。その後、全建築物を対象に実施する。</p>	<p>屋上緑化については実施中</p> <p>遮熱塗装は平成21年度から実施</p>	
<p>省エネルギー設備のモデル導入</p> <p>区有建築物の新設時において、高効率・省エネルギーシステムや蓄熱システム等をモデル的に導入していく。</p>	<p>区・平成21年度開始</p>	<p>システムの運営コスト、省エネ効果を検証した上で、今後の導入システムを検討する。</p>

2-3-③課題

高効率省エネルギー設備について、費用対効果の実地検証ができていない。

※必ず改ページ

2-4. 区民、事業者、区の協働による取り組みの推進

2-4-①取組方針

環境大学から発信する環境学習の推進

区は公園・児童遊園などの整備にあたっては、ワークショップ形式で事業を進めるなど、区民との協働を推進しているが、環境に対する意識の向上を目指す区民への環境学習の場や活動フィールドを提供するため、学校教育や社会教育の中で環境学習を取り入れていくとともに、環境大学事業などを推進する。

これらの施策を推進することで、環境家計簿の利用によるエネルギー消費量の把握、日常生活に伴うエネルギー負荷の把握が可能となり、多くの区民の環境への理解が深まることが期待できる。

また、環境保全活動に率先して取り組んでいる事業者やその実績、効果を環境貢献企業情報として公表し、地域の環境保全活動を深化させるため、区民との協働ネットワークづくりを進める。

2-4-②5年以内に具体化する予定の取組に関する事項

取組の内容・場所	主体・時期	削減の見込み・フォローアップの方法
<p>環境大学事業の実施</p> <p>地域の環境学習の拠点であり、区民、事業者、各団体等の幅広い対象者が区の主催する環境学習講座に参加することにより、環境学習また、養成した環境リーダー及び区民団体等は、環境大学で講座等を実施することができ、区はこれを支援する。これらの取り組みを活かし、地域の環境に係る個人や団体間のネットワークを形成する。</p>	<p>区民・事業者・区</p> <p>平成20年度8月開始</p>	<p>参加者数等を把握し、毎年度ごとに事業を見直す。環境大学運営委員会及び北区地球温暖化対策地域協議会の中で意見交換をしながら、フォローアップを図る。</p>
<p>みどりと環境の情報館の開設</p> <p>北区のみどりの活動情報センターとして、講座開催や花壇での実習も取り入れ、花や土と触れ合う機会の提供と、だれでも簡単に緑化知識や技術を身に付けることができる「みどり」を介したコミュニケーションの場として開設する。また、豊島地域の土壌汚染対策等の情報を提供し、区民の不安解消を図る。</p>	<p>区・平成21年度4月開設</p>	
<p>地球温暖化対策地域協議会の設立</p> <p>「北区地球温暖化対策地域推進計画」に基づく『地域協議会』を設立し、これらが主体となり、地球温暖化問題について区民と共に考えるイベント『クール☆アース☆飛鳥山』を毎年実施する。</p> <p>この中で、イベント実施に向けた実行委員会の輪を拡げることにより、区民間のネットワークを構築し、さらに横のネットワークを強化していく。</p>	<p>区民・事業者・区</p> <p>平成20年度8月開始</p>	

2-4-③課題

区民への波及効果を高めるための区民・事業者・行政ネットワークの構築・拡大については、事業の定着状況をみただうえで、進めざるをえない。

必ず改ページ

3. 平成 20 年度中に行う事業の内容	
取組の内容	主体・時期
新エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成制度の実施 助成制度を通して、新エネルギー及び省エネルギー機器の普及促進を図り、CO ₂ 排出量の削減を図る。	区民・事業者・区 平成 20 年度 6 月開始
環境大学事業の実施 環境学習及び地域ネットワークの強化を図るための拠点として実施する。	区民・事業者・区 平成 20 年度事業開始
街路灯の LED 化実験の開始 街路灯の実質的な CO ₂ 排出量の削減を図る。	区 平成 20 年度 4 月実験開始
北区地球温暖化対策地域協議会の設立と区民イベントの開始 地域協議会を設立し、温暖化対策に係る普及啓発を目的とした区民イベントを開始することで、区民・区民団体間のネットワーク構築にも貢献する。	区民・事業者・区 平成 20 年度 8 月実施
エコアクション 21 の導入 中小企業も取り組みやすい『エコアクション 21』を区庁舎の環境マネジメントシステム (EMS) として導入する。	区 平成 20 年度構築中
みどりと環境の情報館の開設 北区のみどりの活動情報センターとして、「みどり」を介したコミュニケーションの場として開設する。	区 平成 20 年度工事中
コミュニティバスのモデル運行開始 公共交通機関が整備されていなかったエリアにコミュニティバスを導入する。これにより、運輸部門における CO ₂ 排出量削減に貢献できる。	区 平成 20 年度 4 月実施
4. 取組体制等	
行政機関内の連携体制	特別区協議会における 2 3 区担当者連絡会にて、各区との意見交換を実施している。
地域住民等との連携体制	北区地球温暖化対策地域推進計画の報告対象機関である、東京都北区環境審議会には、区民団体・公募区民が含まれている。また、地域での具体的な活動を議論する、区民中心の北区地球温暖化対策地域協議会を設置している。
大学、地元企業等の知的資源の活用	環境大学事業では、お茶の水大学と環境学習講座の開発等の契約を締結し、知的資源の開発・活用分野での協力をあおんでいる。

※ 5 年以内に具体化する予定の取組については、その実施箇所を一覧できる地図を添付すること

※必要に応じて適宜、行や欄の追加、注記・例示の削除を行ってよいが、様式 1、2 の全体の枚数は 10 枚程度とすること。また、様式に入力する文字は 10.5 ポイント以上とすること。

(市区町村名)環境モデル都市提案書(様式2)

1-1 環境モデル都市としての位置づけ

東京の区部に位置する北区では、民生部門(家庭・業務部門)の温室効果ガス排出量の削減が急務となっている。そこで、区は率先して省エネ活動に取り組むとともに、区のエネルギー消費を構成する区民、事業者等、各主体が一丸となって地球温暖化問題へ対応できるよう、区民・事業者を支援していく仕組みをつくる。

1-2. 現状分析

北区の温室効果ガス排出量は、2004年度で118万7千トン(温室効果ガス排出量算定手法の標準化 特別区協議会より)に達しており、これは基準年度(1990年度)の排出量115万トンと比べて3.2%の増加となっている。また、部門別としては、CO₂排出量のみ算出しているのので、これを参考とする。

表. 北区におけるCO₂排出量の推移(kg-CO₂)

	1990年度	2004年度
産業部門	279	141(-49.4%)
民生家庭部門	358	406(+13.4%)
民生業務部門	238	330(+38.7%)
運輸部門	234	266(+14.1%)
合計	1108	1144(+3.2%)

産業部門では大規模工場の移転、省エネルギー機器の導入等が進み、大幅な削減がみられるが、工場跡地への大規模商業施設の建設などにより、民生業務部門では大幅に増加し、民生事業部門の温室効果ガス排出量が民生家庭部門に近づいている。

そのため、区内の温室効果ガス排出量を抑制するためには、民生家庭部門及び民生業務部門での省エネルギー対策が喫緊の課題となっている。

区の温暖化対策に関する計画

- ・北区地球温暖化対策地域推進計画(平成20年3月策定)
- ・第2次北区役所地球温暖化対策実行計画(平成17年6月策定)

1-4. 地域の活力の創出等

温暖化対策への区民・事業者の意識が変わることにより、区民生活の質が環境に負荷をかけないものに変化することが、また、北区地球温暖化対策地域協議会等の区民・事業者と区との協働推進組織が媒体となることで、区民、事業者、区が一丸となった取り組みの進展が期待できる。

これにより、エネルギー消費量は少なくとも、地域を生き生きとさせる活動が活発になることが期待できる。

1-3. 削減目標等

削減目標

地域推進計画に基づき、対象となるガスは温室効果ガスの98%を占めるCO₂総排出量とし、2050年には90年度の排出量の40%削減を目指す(CO₂削減量は410kt-CO₂)。なお、この目標値には、排出権取引、森林吸収分及び京都メカニズム等は上乗せしていない。

削減目標についての考え方

温暖化対策に取り組むことが、心豊かなくらしや、活気あふれるまちにつながることを多くの区民に理解していただけるよう、区民、事業者への啓発を進める。また、区民、事業者、区が一丸となって、前向き・主体的に温暖化対策に取り組んでいける仕組みづくりに取り組む。

都心部での課題であるヒートアイランド現象を緩和させ、CO₂排出量を減少させるため、公園整備や緑化を進めるとともに、民生家庭部門及び民生業務部門のCO₂排出量が今後も増加する傾向にあるので、これらの建物物を対象とした屋上緑化や遮熱性塗装による空調への負荷低減などを図り、建築物のエネルギー消費量を削減させる取り組みを促進させる。

4つの取り組み方針

- ・省エネルギー型ライフスタイルへの転換
- ・新エネルギー等の導入と都市環境の改善
- ・環境負荷の少ない建築物への転換
- ・区民、事業者、区の協働による取り組みの推進

フォローアップの方法

地域ごとの温室効果ガス排出動向、施策の実施状況などを把握し、東京都北区環境審議会での審議を受け、適宜、地域推進計画等を改訂する。

また、地域での具体的・効果的な施策の推進方法を区民主体の北区地球温暖化対策地域協議会を中心に立案していく。

(市区町村名)環境モデル都市提案書(様式2)

環境モデル都市のイメージ

波及効果

北区地球温暖化対策地域協議会

東京都北区環境審議会

民生家庭・業務部門を中心とした
GHGの削減

北区地球温暖化対策地域推進計画

GHGの算出

Check

Plan

第2次北区役所地球温暖化対策実行計画

Do

①省エネルギー型ライフスタイルへの転換

- ・高効率給湯器の導入助成
- ・街灯のLED化
- ・公園灯のソーラー化
- ・コミュニティバスのモデル運行
- ・エコアクション21の導入

②新エネルギー等の導入と都市環境の改善

- ・新エネルギーの導入助成
- ・小規模水力発電のモデル設置
- ・環境改善に配慮した公園の整備

③環境負荷の少ない建築物への転換

- ・遮熱性塗料の導入助成
- ・区有建築物の省エネルギー機器率先導入
- ・区有建築物の屋上緑化及び遮熱性塗料の導入
- ・省エネルギー設備のモデル導入

④区民・事業者・区の協働による取り組みの推進

- ・環境大学事業の実施
- ・みどりと環境の情報館の開設
- ・地球温暖化対策地域協議会の設立